

平成 26 年 6 月 20 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531184

研究課題名(和文)小・中学校における紛争解決の意識・能力の育成に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Developing Abilities for Conflict Resolution in Elementary and Junior High School

研究代表者

磯山 恭子 (ISOYAMA, KYOKO)

静岡大学・教育学部・教授

研究者番号：90377705

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、市民のための法教育のあり方を考える基礎的研究である。本研究は、市民の紛争解決の意識・能力の育成を目指した法教育の理論と実践を多面的に分析し、小・中学校の法教育のカリキュラムを構想するために必要な視点の提出を試みた。その際、アメリカの「法教育」(Law-Related Education)を先行モデルとして取り上げた。さらに、小・中学校における紛争解決の意識・能力の育成を目指した法教育の授業を開発し、考察を行った。

研究成果の概要(英文)：This is the fundamental study regarding the state of Law-Related Education. The study suggested new perspective to Law-Related Education curriculum in elementary and junior high school by dimensionalizing the theory and practice on Law-Related Education regarding the abilities for conflict resolution. It focused on Law-Related Education in the United States. It revealed how to develop abilities for conflict resolution in elementary and junior high school through Law-Related Education units were developed and practiced.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：教育学 社会科 市民的資質 法教育 アメリカ 法化社会 紛争解決 カリキュラム

1. 研究開始当初の背景

本研究は、日本の法化社会の進展に伴う現代の教育の課題に応えるために、市民のための法教育のあり方を考える基礎的研究である。

法化社会とは、法的な関係を基盤として成立する社会であり、市民一人ひとりが自由や責任といった法的な価値を自覚する社会である。法化社会の進展を受けて、今後はますます、市民として、法的な関係の中でその問題を捉え直した上で、様々な法的な紛争解決に実体的に関与しながら、一定の法理念や実定法を基礎に価値的な判断を下すという意識・能力を求められることになると考える。しかしながら、これまで、このような法的な資質の育成を視野に入れた研究・実践は、ほとんどなされてこなかった。報告者は、法的な資質の育成の研究を継続的に行ってきた。本研究の研究課題として着目する市民の紛争解決の意識・能力は、このような法的な資質の中核をなしている。

本研究において注目するアメリカの法教育 (Law-Related Education) とは、「法律家ではない者を対象に、法全般、法形成過程、法制度と、それらがもついている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育」であると定義される。アメリカの法教育にみる発想は、今後の市民に必要な法的な資質の育成を目指した日本の法教育のあり方に、十分に有効な示唆を与えてくれると考える。

2. 研究の目的

本研究は、市民に必要な紛争解決の意識・能力の育成を目指した法教育の理論と実践を多面的に分析し、日本の小・中学校の法教育のカリキュラムを構想するために必要な視点を提出することを目的としている。その際、アメリカにおいて研究・実践が進められている法教育を先行モデルとして、取り上げる。

3. 研究の方法

主として、次の三つの方法を用いて、本研究の目的を達成する。

第一に、教科・科目としての法教育の意味と可能性を、市民の紛争解決の意識・能力の育成という視点のもとで、教育内容、カリキュラム、教材、学習指導案といった具体的・実地的な分析・検討を行なう。第二に、アメリカの各州の法教育の取り組みを調査し、アメリカにおける小・中学校の法教育の現状と課題を検討する。第三に、これらの手順を通じて得られた知見に基づき、小・中学校における法教育授業を開発し、それらの実践を踏まえて考察を行う。

4. 研究成果

(1)法教育における紛争解決の位置

法化社会の進展する現代社会において、市民に対して、法に関する正しい認識をもち、法への主体的な参加を行う意識や能力である法的リテラシー (legal literacy) を育成す

ることは重要である。すなわち、法律専門家のみならず、法律専門家以外の市民にも、法的な問題に関心をもち、法的な思考を用いながら、それらに一定の判断を下す能力や、法的な問題に参与し、主体的に働きかけることで、それらを解決しようとする意識を身に付けることが求められている。

本研究で注目するアメリカの法教育 (Law-Related Education) は、このような教育課題にこたえるための先駆的な試みとして評価されている。

アメリカの法教育では、紛争解決に関する学習は積極的に展開される。紛争解決とは、法教育の内容の一つである司法と関連する概念である。

アメリカの法教育では、司法という概念の機能の側面を重視しているところに特色がある。紛争解決に、紛争を解決するという動態的な意味や、手続きとしての公正さという価値的な意味を見出していると言える。

近年、日本の社会科において、法教育の授業の取り組みがみられることとなった。法教育の授業の開発にあたり、多様な紛争解決の事例の設定は重要な意味をもつ。

(2)アメリカの法教育における紛争解決に関する学習の展開

アメリカにおける法教育の動向

アメリカのコロラド州、ワシントン州、テキサス州、ミズーリ州における法教育の動向を調査した。具体的には、各州における法教育の背景、法教育の目的、法教育の展開、法教育カリキュラムおよび教材の開発、および学校教育との連携の聞き取り調査を行った。さらに、各州において開発されている法教育カリキュラムおよび法教育教材を収集した。中でも、紛争解決の意識・能力の育成を視野に入れた法教育の取り組みが充実しているミズーリ州に注目して、具体的に考察を行った。

ミズーリ州の法教育の背景

ミズーリ州の法教育は、The Missouri Bar の市民的資質教育諮問委員会が牽引している。本諮問委員会の特徴は、法律家、公民教育の教師、他の公民教育プログラムや公民教育機関の管理者、ミズーリ州の政府機関の代表者といった法律専門家と一般市民によって構成されていることである。

本諮問委員会は、多数の法教育プログラムや法教育授業の開発を行っている。中でも、第6～12学年を対象とする「私法を学ぼう」「修正第4条に関する授業」「ミズーリ州の少年法」や、司法シリーズである「法の支配」「裁判を振り返って」「三権分立制度と抑制と均衡に対する陪審制度の役割」「ミズーリ州の無党派のための裁判計画」は、ミズーリ州で独自に開発した法教育教材である。

ミズーリ州の社会科と法教育との関連性

ミズーリ州の社会科は、“GLEs/CLEs Social Studies”といったスタンダードに基づき、展開されている。

ミズーリ州の社会科では、法教育は、「立憲民主主義の原理」の「1アメリカ合衆国における立憲民主主義を方向づけている文書に表現された原理に関する知識」に位置づけられている。具体的には、K段階から第12学年段階まで一貫して、「アメリカにおける立憲民主主義の原理」「憲法の原理を実行することへの市民と政府の役割」「アメリカ合衆国の文書の主要な目的に関する理解」「私たちの国家の象徴に関する知識」の四つの視点のもとで構成されている。

(3) 中学校における法教育授業の提案-紛争解決能力の育成を目指して-(静岡大学教育学部附属島田中学校 岩本知之)

単元開発の経緯

今日、法教育の重要性が周知され、ルールづくりや私法、司法などの学習において様々な実践がおこなわれている。その中心は、公民的分野の私たちと政治の単元で、特に、模擬裁判員裁判の実践が多い。理由は、学習指導要領の改訂により、多くの教科書や資料集がそのためにページを割いたり、法務省のホームページからも完成度が高い教材がダウンロードできたりして、実践がおこないやすくなったからだと考える。また、そこから一歩進めて、授業に弁護士に参加してもらい、質を高めた実践も増えている。

授業者も、ここ数年、公民の授業を担当することになれば必ず模擬裁判員裁判を実践してきた一人だ。活動的かつ生徒の興味を引く授業を展開できるため、生徒の反応は極めてよい。しかし、授業後の生徒の感想には「楽しかった」「自分たちの言い分が通ってよかった」というものがあり、多少の違和感があった。それは、「自分に困ることがあったら裁判で解決できればいい(勝てればいい)」という種の思いをもたせてしまっていないかという危惧である。そこで、単元レベルで見直しを図り、何か問題が起きて自分たちで解決しようとする意欲や能力などを養うことや司法への理解を深めることを目標とした時間を単元の第1時、第2時に設けた。

単元の指導計画

指導計画は、全6時間で構成した。中でも、第1時の授業「マスオ、アナゴ大げんか」の目標は、「マスオさんとアナゴさんのけんかを解決する活動を通して、紛争解決の能力を身につけながら、これからの学習への関心を高める。」である。第2時の授業「裁判員制度で国民が参加する裁判とは？」の目標は、「事件カードを『裁判で解決できるもの』『裁判で解決できないもの』『どちらか決めかねるもの』に分類す

る活動を通して、司法についての理解を深める。」である。

紛争解決能力の育成を目指した授業の実際

第1時の授業の実際は、次の通りである。導入では、生徒に、紛争という言葉からイメージすることを挙げさせた。小さな戦争や民族同士の争いと捉えている者が多かった。「紛争とは、2人以上の者が、利害をめぐって対立し争っている状態をさす」と広義の解釈を伝えると、生徒は視野が広がったようだった。

その後、「マスオ、アナゴと大げんか」と題した本時に使用するシナリオを配付し、ロールプレイを行った。当事者のマスオとアナゴでは中々解決の糸口が見つけられず、第三者のノリスケが解決にあたったが、双方の納得が得られる解決策を見つけ出せたグループとそうでないグループがあった。

授業後の生徒の感想には、「紛争を解決するのは難しいこともあるが、様々な情報を吟味し、公正な解決ができることが重要だと考えた」「普段の生活の中でも今回の授業から学んだことを生かしていきたい」というものが多く見られた。

第2時の授業の実際は、次の通りである。導入では、事件カードを提示した。生徒は、10件の紛争に興味を示した様子だった。

その後、事件カードを「裁判で解決できるもの」「裁判で解決できないもの」「どちらか決めかねるもの」に分類した。生徒の分類の後、弁護士の見解を伝えると、生徒の理解は深まった様子だった。最後に、「裁判で解決できるもの」を民事裁判と刑事裁判に分類する活動をおこない司法についての理解を深めた。

授業後の生徒の感想には、「紛争を解決するためにすぐに裁判を起こすのではなく、自分たちが紛争を起こさないようにすることや自分たちで解決することが必要だと思った」というものが多く見られた。

授業の成果と課題

本授業の成果は、二つあると考える。第一に、生徒に「自分に困ることがあったら裁判で解決できればいい(勝てればいい)」という種の思いをもたせず、まずは、紛争状態をつくらないこと、次に、当事者同士で解決すること、そして、最後に裁判を活用するという段階があることに気づかせ、私法、司法への理解を深められたことである。

第二に、生徒に、紛争解決に必要な能力を認知させられたことである。生徒は「紛争を解決するのは、時として簡単ではない。だからこそ、公正に判断するためには、話をよく聞いたり、調べたりすることが必要なのだ」という思いをもった。中学校生活

の中には、物の貸し借りや言い分の違いなどから紛争が起こることが多々ある。本実践で学んだことが少しでも生徒の生活に生かされ、紛争解決に必要な能力が育まれ、定着していくことを望む。

一方、課題としては、授業時数の確保があげられる。今回は一般的に全3～4時間で扱われる部分を全6時間でおこなった。他の単元も含め、より効率的な授業実践が望まれる。

今回の実践だけに言えることではないが、法教育にかかわる学習を通して身につけた思いや能力を授業の場だけではなく、普段の生活に生かしていけるようになれば、よりよい生活を過ごすことができる。社会科授業の中に、法教育のエッセンスを取り入れる重要性をより強く感じた。

(4) 教員養成学部・大学院における法教育授業づくりの取り組み

「地域のきまりやもめごとを見つめる」の開発（静岡大学教育学部 岡田和哉，田畑諒祐，寺田祐基，村松輝紀，大村智子，永井咲季，羽二生さくら，早川由貴，大木健太郎，大橋大二郎，柴田智巳，那須野隼，山内豪基，佐野晃平，白井将博，橋尾周平，太箸暢）

「地域のきまりやもめごとを見つめる」をテーマに、小学校第4学年と第6学年を対象に、社会科における法教育の単元を、静岡大学教育学部の学部生16名で開発した。具体的には、第4学年「登下校のきまり」、第4学年「よい公園にするために」、第4学年「安全なくらしとまちづくり」、第6学年「ポスター作りのルールをつくろう」の四つである。

ルールづくりの授業における子どもの思考の変容過程とその特徴（静岡大学大学院教育学研究科 平野能子，羅明丹）

中学校3年生を対象に、社会科単元「ルールづくり-バスの路線を通してみよう」を、静岡大学大学院教育学研究科の大学院生2名で開発した。実際に、静岡大学教育学部附属島田中学校において、授業を実践した。

単元の目標は、社会生活におけるさまざまな問題に、基準を用いて主体的に関わっていくとする態度を養うことである。具体的な学習課題を、「バスの路線を通す際の基準づくり」とした。

第1時では、路線図を施設などに注目して読み取ったり、ワークシートを用いてそれぞれの立場の意見を整理したりする活動を通して、バス路線を通す際には様々な需要が存在することに気づくことをねらいとした。周辺の施設などに着目して路線図を見て、バスの路線がなぜそこを通っているかを考え、バス路線を通す際にはさまざまな需要があることを理解する活動を行った。

第2時では、自分の立場だけではなく相手

の立場も尊重しながらみんなで話し合って納得できるように決めることや、それぞれの利益を調整しながら、できるだけ公平なものにするなど、望ましい基準の決め方、あり方を理解し、実際に基準をつくることのできることをねらいとした。さまざまな立場がいる中で、意見の対立を解決するためには、基準が必要であること、その基準をつくるために必要な要件を知り、小集団ごとに、バスの路線を通す基準を考え、自分たちの考えた基準に最もふさわしいものを、提示された五つの路線から選んだ。

第3時では、実際の市民のニーズを知り、基準は見直しをする必要があることに気づくことをねらいとした。第2時で不十分であった、基準づくりに必要な要件の復習を行い、基準づくりの続きをした後、提示された実際の市民のニーズを知り、現状にそぐわなくなった基準は、自分たちで見直し、変えていく必要があることに気づく活動を行った。

法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて、大学院生それぞれが、分析を行った。

「私たちの消費生活と契約」の開発（静岡大学教育学部 上田久未，中嶋里帆，安竹克真）

中学校3年生を対象に、社会科単元「私たちの消費生活と契約」を、静岡大学教育学部の学部生3名で開発した。実際に、静岡大学教育学部附属島田中学校において、授業を実践した。

単元の目標は、消費者問題や契約によって生じる問題を主体的かつ適切に考え判断し、権利と自由のもとで自由な選択ができる消費者になることである。

第1時では、平日・休日のモデルプランを利用して、契約が成立する事例はどれかをクイズ形式で考え、のちに契約が成立する瞬間はいつかを考え、契約の基本的な考え方を身につける。最後に弁護士の見解を取り入れながら私的自治を教え、自分の言葉で契約とは何かをまとめる。

第2時では、前時で学んだ契約とはどのようなものだったかをあさらいしたのち、四つの事例を通じて契約を解消できる条件を考え、特別な場合には法律にも頼ることを理解するために、消費者基本法をはじめとする四つの法律を学ぶ。

第3時では、前時を振り返ったのちに、消費者としてトラブルに巻き込まれないようにするにはどうしたらよいかをKJ法を使って考えてグループで分類し、まとめる。それをもとに消費者として守るべき権利と義務を説明する。

法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて、学部生それぞれが、分析を行った。

「きまりの意義について考えよう」（静岡大学教育学部 大村亮輔，小林亮太，坂井遥，堀池裕妃）

中学校3年生を対象に、社会科単元「きまりの意義について考えよう」を、静岡大学教育学部の学部生4名で開発した。実際に、静岡大学教育学部附属島田中学校において、授業を実践した。

単元の目標は、人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させること、その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気づくことである。具体的には、「農家への補助金の配分」を題材とした。

第1時では、予算の望ましい配分について、小集団の意見を聞きながら、自分の考えをまとめ、効率の観点に基づいて考えることができる。

第2時では、農家への予算の配分を決定する活動を通じて、「公正」と「効率」の視点で考察するとともに、きまりが社会生活を円滑に営むためにあるということを理解する。

第3時では、きまりの意義について考え、第2時で学んだ「効率と公正」の視点に基づき社会生活を円滑に営むための「きまり」の意義を考えることができる。

法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて、学部生それぞれが、分析を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

磯山恭子「法教育とESD」静岡大学教育学部『ESD・ユネスコスクール研修会報告書』, 査読無, 2014年, pp. 23-24.

磯山恭子「アメリカの社会科における多文化的法教育の特色-社会正義の内容構成の分析を通じて-」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 116, 査読有, 2012年, pp. 81-92.

磯山恭子「テキサス州の社会科における法的リテラシーの育成の方法論」日本社会科教育学会『日本社会科教育学会全国研究大会発表論文集』第8号, 査読無, 2012年, pp. 228-229.

[学会発表](計1件)

磯山恭子「テキサス州の社会科における法的リテラシーの育成の方法論」第62回日本社会科教育学会全国研究大会(東京学芸大学), 2012年9月30日。

[図書](計3件)

磯山恭子「憲法学習」日本社会科教育学会編『新版社会科教育事典』ぎょうせい, 分担執筆, 2012年, pp. 190-191.

磯山恭子「法教育」日本社会科教育学会編

『新版社会科教育事典』ぎょうせい, 分担執筆, 2012年, pp. 196-197.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

磯山 恭子 (ISOYAMA KYOKO)

静岡大学・教育学部・教授

研究者番号: 90377705

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし